

第八十六号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年三月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。）

第二条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第二項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用されている職員」を「第二十八条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同項第二号中「地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第三号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同項第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 職員の定年等に関する条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(説明)

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、公益的法人等へ派遣することができない職員に、管理監督職務上限年齢制による他の職への降任等を延長された管理監督職を占める職員を加えるとともに、職員を派遣することができる公益的法人等から公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を削除するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。